

2026 年 9 月 11 日

千葉県特定最低賃金審議会 殿

基幹労連千葉県本部
委員長 水野

千葉県鉄鋼業特定最低賃金に関する改正について（意見書）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、千葉県内の経済情勢は、物価高騰により厳しい状況が続いています。最低賃金近傍で働く労働者にとっては、生活の安心と安定を支えるセーフティネットとして、地域別最低賃金はもとより、特定最低賃金制度の重要性が今まで以上に増していると言えます。

千葉県鉄鋼業特定最低賃金改正の取り組みは、労使交渉を補完・代替する機能を有しており、それによって基幹的労働者の最低賃金を形成することで事業の公正な競争の確保に寄与しています。しかしながら、現状の千葉県鉄鋼業特定最低賃金は 1,210 円であり、今年度の金額改正の申出に添付している最も低い労働協約は 1,348 円であることから、組織労働者との格差を改善していく必要があると考えます。

千葉県内の基幹産業の中核である鉄鋼業で働く労働者は、暑熱や粉じん発生を伴う現場や大型の機材を扱う現場など、厳しい労働環境の中で高度な技術・技能を活かして働いています。よって、特定最低賃金の要件たる基幹的労働者の賃金は、一般的な労働者と比べて相応の水准确保が必須です。

少子高齢化や生産年齢人口の減少が続く中、産業・企業の存続、発展には優秀な人材の確保・定着が不可欠であり、そのためにも魅力ある労働条件によって若者が千葉県鉄鋼業に就職したいと思う環境整備が必要です。本県は県内のみならず、隣接する東京都などとの人材獲得競争下にもある中で、東京都の地域別最低賃金である 1,280 円にも届いておらず、人材の流出防止と格差改善のためにも特定最低賃金の取り組みは重要です。

そうした実情に鑑み、今年の千葉県鉄鋼業特定最低賃金に関する改正について下記のとおり要求します。

記

1. 千葉県鉄鋼業特定最低賃金審議会の運営について

千葉県鉄鋼業特定最低賃金審議会においては、労使のイニシアティブで決定することを踏まえ、鉄鋼産業のさらなる発展に向けた労使の話し合いを進めていくうえで、極めて重要な機会である点をご理解いただき、金額改正の審議にご協力いただきたい。

2. 千葉県鉄鋼業特定最低賃金の金額改正について

千葉県鉄鋼業特定最低賃金は、鉄鋼労働者の生活を支えるセーフティネットとして最大の柱である。

組織労働者との格差改善を考慮しつつ、人材確保の観点からも鉄鋼業を魅力ある産業と認識してもらえるよう、特定最低賃金の意義・役割等についての議論がなされるよう要求する。

以 上